

## 簡易裁判所に関する資料

- 簡易裁判所について ..... 1
- 簡易裁判所に係属する事件（平成 13 年・新受事件） ..... 5
- 東京都内の各簡易裁判所の事件数（平成 13 年・新受事件） ..... 6
- 東京都内の各簡易裁判所の裁判官数（平成 14 年 4 月） ..... 7
- 裁量移送の状況（昭和 58 年～平成 9 年） ..... 8

## 簡易裁判所について

### ○ 設立及び管轄区域

裁判所法第2条第1項は「下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所とする。」と定め、第2条第2項は「下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定める。」としている。

簡易裁判所の設立及び管轄区域については、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律第1条に基づいて同法別表第四表の通り設立され、同法第2条に基づいて同法別表第五表の通り管轄区域が定められている。

現在、簡易裁判所は、全国に438 庁が設立され、そのうち253 庁が地方裁判所本庁又は支部に併置された簡易裁判所であり、残り185 庁がその他の簡易裁判所（独立簡易裁判所）である。

### ○ 裁判官

裁判所法第32条は「各簡易裁判所に相応な員数の簡易裁判所判事を置く。」と定め、裁判所職員定員法等により、簡易裁判所判事の定員は、806人と定められている。簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する（裁判所法第40条第1項）。

簡易裁判所判事の任命資格は、裁判所法第44条第1項により、①高等裁判所長官又は判事の職に在った者（第1項柱書）、②判事補の職に在って3年以上になる者（第1項第1号）、③司法修習生の修習を終えた後に検察官、弁護士、裁判所調査官、裁判所事務官等の職に在って3年以上になる者（第1項第2号から第4号まで及び第2項）、④一定の大学の法律学の教授又は助教授の職に在って3年以上になる者（第1項第5号）とされているほか、多年司法事務にたずさわり、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、裁判所法第44条第1項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることがあるとされている（簡易裁判所判事の選考任命、裁判所法第45条）。

簡易裁判所判事の裁判官の定年は、年齢70年とされており（裁判所法第50条）、他の下級裁判所の裁判官（年齢65年）と異なっている。

簡易裁判所は、1人の裁判官でその事件を取り扱う（裁判所法第35条）。

### ○ 裁判権その他の権限

#### 1 民事事件

訴訟の目的の価額が90万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）について第一審の裁判権を有する（裁判所法第33条第1項第1号）。

訴訟の目的の価額が90万円を超えない請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟

については、地方裁判所も第一審の裁判権を有する（裁判所法第24条第1号）。

簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない（民事訴訟法第19条第2項本文）。

簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる（民事訴訟法第18条）。

地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる（民事訴訟法第16条第2項本文）。被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、簡易裁判所は、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない（民事訴訟法第274条）。

## 2 刑事事件

罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪、刑法第186条（常習賭博及び賭博場開帳等図利）の罪、刑法第235条（窃盗）の罪若しくはその未遂罪又は刑法第252条（横領）若しくは刑法第256条（盗品譲受け等）の罪に係る訴訟（家庭裁判所の権限に属する少年法第37条第1項に掲げる成人の刑事事件を除く。）について第一審の裁判権を有する（裁判所法第33条第1項第2号）。

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない（裁判所法第33条第2項本文）。ただし、次の事件においては、3年以下の懲役を科することができる（裁判所法第33条第2項ただし書）。刑法第130条（住居侵入等）の罪若しくはその未遂罪、刑法第186条（常習賭博及び賭博場開帳等図利）の罪、刑法第235条（窃盗）の罪若しくはその未遂罪、刑法第252条（横領）、刑法第254条（遺失物等横領）若しくは刑法第256条（盗品譲受け等）の罪、古物営業法第31条から第33条までの罪若しくは質屋営業法第30条から第32条までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第54条第1項（1個の行為が2個以上の罪名に触れる場合等の処理）の規定によりこれらの罪の刑をもって処断すべき事件。

## 3 法律により簡易裁判所又は簡易裁判所の裁判官の権限とされている権限

### ア 民事手続関係

- ① 支払督促（民事訴訟法第382条～第397条）
- ② 訴え提起前の和解（民事訴訟法第275条）
- ③ 調停（民事調停法、特定債務等の調停の促進のための特定調停に関する法律）
- ④ 公示催告手続（公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律第764条）

#### イ 刑事手続関係

- ① 逮捕状（刑事訴訟法第199条）
- ② 勾留状（刑事訴訟法第207条）
- ③ 差押・検証・身体検査の令状（刑事訴訟法第218条）
- ④ 略式命令（刑事訴訟法第461条）
- ⑤ 交通事件即決裁判（交通事件即決裁判手続法第3条）
- ⑥ 檢察審査会への証人の召喚状（検察審査会法第37条）

#### ウ その他の手続関係

- ① 過料の裁判（戸籍法第123条、住民基本台帳法第52条、外国人登録法第20条）
- ② 警察の保護時間延長の許可状（警察官職務執行法第3条）
- ③ 引致状（犯罪者予防更生法第41条）
- ④ 臨検・検証・差押えの許可状（国税犯則取締法第2条、証券取引法第211条、金融先物取引法第107条）

#### ○ 簡易裁判所の民事訴訟の特色

- 1 手続の特色（民事訴訟法第54条第1項ただし書、第270条、第275条、第279条）  
簡易裁判所においては、簡易な手続により迅速に紛争を解決するものとする。  
簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。  
民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。  
裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聞くことができる。
- 2 訴え提起の手続の簡素化（民事訴訟法第271条～第273条）  
訴えは、口頭で提起することができる。  
訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。  
当事者双方は、任意に裁判所に出頭し、訴訟について口頭弁論をすることができる。この場合においては、訴えの提起は、口頭の陳述によってする。
- 3 審理手続及び判決の簡素化（民事訴訟法第276条～第278条、第280条）  
口頭弁論は、書面で準備することを要しない。  
裁判所は、相当と認めるときは、証人、当事者本人又は鑑定人の尋問に代え、書

面の提出をさせることができる。

判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

#### 4 少額訴訟の特則

##### (1) 請求の限定（民事訴訟法第368条、第373条、民事訴訟規則第223条）

簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が30万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に10回を超えてこれを求めることができない。

##### (2) 通常の訴訟手続の関係（民事訴訟法第373条、第377条～第380条）

被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。訴訟は、被告が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をした時に、通常の手続に移行する。

少額訴訟の終局判決に対しては、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。異議後の判決に対しては、控訴をすることができない。

##### (3) 一期日審理の原則（民事訴訟法第368条～第372条、第374条、第376条）

少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならない。当事者は、最初にすべき口頭弁論の期日前又はその期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。証拠調べは、即時に取り調べができる証拠に限りすることができる。証人の尋問は、宣誓をさせないですることができる。少額訴訟においては、反訴提起することができない。判決の言渡しは、相当でないと認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちにする。請求を認容する判決については、裁判所は、職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることを宣言しなければならない。

##### (4) 判決による支払の猶予（民事訴訟法第375条）

裁判所は、請求を認容する判決をする場合において、被告の資力その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から3年を超えない範囲内において、認容する請求に係る金銭の支払について、その時期の定め又は分割払の定めをすることができる。

簡易裁判所に係属する事件(平成13年・新受事件)

種類	件数
(民事関係)	
通常訴訟	305,711
手形・小切手訴訟	599
少額訴訟	13,504
少額訴訟判決異議	243
再審訴訟	25
訴え提起前の和解	7,636
支払督促	559,240
公示催告	13,185
保全命令	12,840
過料	61,926
民事調停	365,204
うち一般調停	47,172
うち宅地建物調停	7,907
うち農事調停	33
うち商事調停	10,867
うち交通調停	4,607
うち公害等調停	192
うち特定調停	294,426
(刑事関係)	
通常第一審事件	15,955
略式事件	892,050
令状事件	335,375

## ○ 東京都内の各簡易裁判所の事件数(平成13年・新受事件)

	民事訴訟 〔少額訴訟類〕	少額訴訟	民事調停	支払督促	刑事訴訟	通常略式	交通略式	令状
東京簡裁	52853	2170	29919	45004	1749	10778	50698	34955
八丈島簡裁	3	1	9	13	0	2	21	22
伊豆大島簡裁	8	0	8	15	0	3	32	19
新島簡裁	3	0	4	4	0	2	0	4
八王子簡裁	992	49	663	1146	44	1369	1235	1969
立川簡裁	1439	54	958	1681	93	573	15859	2214
武蔵野簡裁	1127	94	581	1345	63	510	1065	1788
青梅簡裁	322	18	108	521	1	195	253	504
町田簡裁	844	64	434	1001	36	349	1072	724

(注) 民事訴訟とは、通常訴訟、手形訴訟、少額訴訟異議及び再審事件の合計である。

○ 東京都内の各簡易裁判所の裁判官数(平成14年4月)

府名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
東京簡裁	62	26	0	
八丈島簡裁	1	1	1	
伊豆大島簡裁	1	1	1	
新島簡裁	1	1	1	伊豆大島簡裁からん補
八王子簡裁	2	2	2	
立川簡裁	4	4	4	
武藏野簡裁	2	2	2	
青梅簡裁	1	1	1	
町田簡裁	1	1	1	
合計	75	39	13	



